平成２２年（フ）第９１号
川崎市川崎区南町10番地12山崎レジデンス303、前住所川崎市川崎区渡田山王町28番18号南部荘１Ｆ
債務者　倉嶋登志雄
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９６号
川崎市中原区今井南町588番地49　コーポエビス202
債務者　京谷　順治
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９９号
川崎市川崎区宮本町３番地６　トップ川崎第３―304、申立時の住所川崎市川崎区富士見２丁目１番１号
債務者　高橋　　弘
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１０１号
川崎市宮前区野川1396番地マンションＩＤＯＫＵＢＯ102
債務者　松丸美奈子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１２０号
川崎市川崎区殿町１丁目13番５―305号　クリナムハイツ、前住所川崎市川崎区殿町３丁目23番15号　サニーハイツ101
債務者　池田　まき
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１２２号
川崎市中原区上小田中６丁目28番57号
債務者　小泉　　衛
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１２３号
愛知県碧南市東山町３丁目14番地　ひまわり101
債務者　粂　　正樹
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月12日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１８号
佐賀県武雄市武雄町大字永島14397番地12
破産者　森田　秀二
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第６９号
沖縄県浦添市字経塚228番地５
破産者　松岡　正峯
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１９９号
北海道苫小牧市柏木町４丁目８番５号
破産者　前田　千秋（旧姓漆澤）
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第３２５号
埼玉県北葛飾郡栗橋町大字河原代572番地３、破産手続開始決定時の住所埼玉県幸手市大字中川崎135番地13
破産者　竹本　勝憲
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第３２０５号
大阪市此花区酉島４丁目１番20―3906号
破産者　遠藤みどり
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８００号
大阪市鶴見区緑２丁目７番６号
破産者　廣瀬　嘉章
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１４０５号
大阪府高石市取石５丁目７番45―205号
破産者　川口　　治
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２２０号
福井県越前市行松町第４号１番地の１　メゾン行松205、前住所福井県福井市上六条町第３号12番地
破産者　横田　良一
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係